

パパの育休で、家庭も会社も笑顔に！

大分県男性の育児休業 取得促進助成金



大分県ではパパの育休取得を後押しする中小企業等事業者を応援します！

支給額（上限20万円）

取得者1人目

5万円

取得者2人目以降

3万円

○30日以上の
育休を取得した場合は、
3万円加算

※同一労働者の同一の子に係る育児休業については1回のみのお支給

対象となる企業等

資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者**300人以下**の法人または個人事業主

主な支給条件

- 子が**2歳**に達するまでの間に**連続5日以上**（所定労働日が4日以上）の育児休業を取得させ、職場復帰させていること
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**に認証されていること
- おおいたイクボス宣言**を行っていること
- 育児休業を取得した男性労働者に、**育休体験記**を作成させ、社内で啓発し、実施内容を県に報告すること
- 男性の育児休業取得促進に向けた取組**を、令和6年4月1日以降新たに1つ以上実施していること

対象となる休業

- 育児・介護休業法に規定する**育児休業・産後パパ育休**
- 企業が就業規則や労働協約等により**独自に設けている**、育児のための**休業・休暇制度**
- × **【対象外となる休暇】** 目的が限定されていない年次有給休暇や育児目的以外の特別休暇・休業（忌引・介護・病気・子の看護休暇など）



詳細はホームページをご覧ください

男性の育休助成金 大分県

▶大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/danseiikukyu-joseikin.html>



申請の流れ

STEP
1

支給条件の整備

- 特に、**おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**及び**おおいたイクボス宣言**は、県への手続きが必要です。あらかじめ申請手続きをお願いします。



詳しくは、県HP

STEP
2

育休取得（職場復帰）

- 助成対象の休業を取得し、**職場復帰後に申請可能**です。
- 休業期間中に申請書類を準備しておくことスムーズに申請いただけます。

STEP
3

県へ申請

- 県HPから申請様式をダウンロード。必要書類を揃え、申請してください。
- オンライン、郵送又は持参で申請可能です。

申請書類

- 申請書兼請求書（第1号様式又は第2号様式）
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証書の写し
- おおいたイクボス宣言書の写し
- 男性従業員が連続して5日以上育児休業を取得し、復帰したことが確認できる書類（出勤簿、タイムカードの写しなど育児休業を開始・終了した日を証明できるもの）
- 育休体験記（別紙第1）
- 社内環境整備に取り組んだ内容を確認できる書類
- 誓約書（別紙第2）
- 常時雇用する従業員の人数が確認できる書類
- 育児休業にかかる就業規則の写し

対象期間

- 令和6年4月1日以降に育児休業を開始し、**令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に職場復帰していること**

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります。

申請期限

次のうちいずれか早い時期までに申請してください。

- 直近の職場復帰日から2か月以内
- 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日 ▶ 令和8年3月31日

※2～3月に職場復帰をするケースでは通常より申請期間が短くなりますのでご注意ください。
※上記の申請期限は必着です。期限間際の申請の場合は、あらかじめご連絡ください。

申請・
問合せ先

大分県商工観光労働部雇用労働室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL:097-506-3327